

小林節が斬る!

「ここがおかし」

この国には、正月の松の内に首相が閣僚を同道し伊勢神宮を参拝する習慣がある。今年も6日に、石破茂首相が閣僚同行で参拝した。

誤解を招かぬように、断っておくが、私は既に7回、伊勢神宮を参拝している。私は、あの清浄な社域が好きで、更に、日本の歴史と伝統工芸に触れることが楽しいからである。

しかし、キリスト教徒である首相が、個人の習慣にはなかつた正月の伊勢神宮参拝を、歴代首相

首相の伊勢神宮参拝 国民主権国家にふさわしいのか?



の慣行を踏襲して行ったことには違和感がある。つまり、国民主権国家(憲法1条)における主権者国民の代表である首相(43条、67条)が、年頭に天皇家の氏神に首を垂れる慣行が、日本国憲法の下で許されるのか? 大日本帝国憲法(明治憲法)の下では、天皇は統治権の総覧者(4条)つまり主権者で、首相は「天皇の代表である(前文)首相が明治憲法下の慣行を、情性のごとく繰り返すことは正当性はないのでは

ないか? 以上は、国民主権との矛盾である。同時に、これは政教分離原則に抵触する問題でもある。日本国憲法は、政教分離原則を採用している(20条、89条)。それは、国民の信教の自由を守られるべきものである。(つまり、各宗派の自由

皇の首相」であったのだから、首相の正月伊勢神宮参拝は当然であった。天皇から国政を預かる者として、新年に皇祖に額うことを禁じている。つまり、権力者が権力者の立場で特定宗派に対して優遇or冷遇を行うことを禁じている。その理由は、信教の自由の根底にある国民の良心の自由を国家が侵害することを予防するため、実

は、自由と民主主義の土台を守ることにある。そういう意味で、いわば神道の「総本山」である伊勢神宮を年頭に特別扱いすることは、政教分離原則に反するのではないか。

もちろん、伊勢神宮が日本の歴史の中で特別な存在であることは私も争わない。ただ、それは、国民の自由な信仰によって守られるべきものであ

(随時掲載)